

「平成13年度P R T Rデータの概要 - 化学物質の排出量・移動量の集計結果 - 」について

平成15年3月20日
経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省環境保健部環境安全課

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法)に基づき、化学物質排出移動量届出制度(いわゆる「P R T R」)が導入され、人の健康や動植物に有害性のある354種類の化学物質について、毎年度、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計結果を集計し、公表することとされています。

今回の集計結果は、平成13年度に事業者が把握した排出量・移動量について、平成14年4月1日から7月1日までの間に行われた届出を取りまとめたものであり、法施行後、初めて公表するものです。

今回届出のあった事業所は全国で34,830であり、事業者から届出のあった当該事業所からの排出量については、全国・全事業所・全物質の合計で約31万トン、移動量については約22万トンでした。

また、国が推計を行った届出対象外の排出量(対象業種からの届出対象外の排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、自動車などの移動体からの排出量)については、全国の合計で約58万トンでした。

経済産業省及び環境省は共同で集計表を作成するとともに、その概要を冊子「平成13年度P R T Rデータの概要 - 化学物質の排出量・移動量の集計結果の概要 - 」に取りまとめました。以下に、そのポイントを記述します。

1. 排出量・移動量の届出状況

平成14年度（届出期間：平成14年4月1日から7月1日まで）には、平成13年度に事業者が把握した排出量・移動量について、全国で34,830の事業所から届出がありました。業種別及び都道府県別の届出状況は以下のとおりです。

業種別の届出状況

（単位：事業所）

業種	届出数	業種	届出数
金属鉱業	17	武器製造業	4
原油・天然ガス鉱業	30	その他の製造業	386
製造業	10,821	電気業	129
食料品製造業	415	ガス業	43
飲料・たばこ・飼料製造業	100	熱供給業	8
繊維工業	234	下水道業	1,458
衣服・その他の繊維製品製造	42	鉄道業	44
木材・木製品製造業	268	倉庫業	128
家具・装備品製造業	122	石油卸売業	511
パルプ・紙・紙加工品製造業	331	鉄スクラップ卸売業	9
出版・印刷・同関連産業	317	自動車卸売業	45
化学工業	2,087	燃料小売業	18,634
石油製品・石炭製品製造業	199	洗濯業	129
プラスチック製品製造業	849	写真業	2
ゴム製品製造業	235	自動車整備業	137
なめし革・同製品・毛皮製造	21	機械修理業	20
窯業・土石製品製造業	442	商品検査業	5
鉄鋼業	328	計量証明業	9
非鉄金属製造業	470	一般廃棄物処理業	1,919
金属製品製造業	1,327	産業廃棄物処分業	533
一般機械器具製造業	501	高等教育機関	78
電気機械器具製造業	1,097	自然科学研究所	121
輸送用機械器具製造業	889		
精密機械器具製造業	157	合計	34,830

都道府県別の届出状況

（単位：事業所）

都道府県	届出数	都道府県	届出数	都道府県	届出数	都道府県	届出数
北海道	1,962	東京都	1,123	滋賀県	508	香川県	350
青森県	341	神奈川県	1,564	京都府	523	愛媛県	431
岩手県	354	新潟県	1,049	大阪府	1,640	高知県	196
宮城県	668	富山県	580	兵庫県	1,515	福岡県	1,339
秋田県	501	石川県	491	奈良県	245	佐賀県	398
山形県	561	福井県	349	和歌山県	226	長崎県	484
福島県	913	山梨県	327	鳥取県	254	熊本県	644
茨城県	966	長野県	1,201	島根県	242	大分県	322
栃木県	727	岐阜県	816	岡山県	850	宮崎県	364
群馬県	704	静岡県	1,534	広島県	908	鹿児島県	413
埼玉県	1,339	愛知県	2,150	山口県	569	沖縄県	128
千葉県	1,133	三重県	676	徳島県	252	合計	34,830

2. 集計結果の概要

(1) 届出排出量・移動量(別紙1及び2参照)

1) 全国、全事業所及び全物質の届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量の全体の内訳は、総排出・移動量537千トンに対して総排出量314千トン、総移動量223千トンとなっています。

排出量の内訳は、大気への排出281千トン(総排出量比:89%)、公共用水域への排出13千トン(同:4%)、土壌への排出0.3千トン(同:0.1%)、事業所内での埋立処分20千トン(同:6%)となっています。また、移動量の内訳は、事業所の外への廃棄物としての移動219千トン(総移動量比:98%)、下水道への移動4千トン(同2%)となっています。

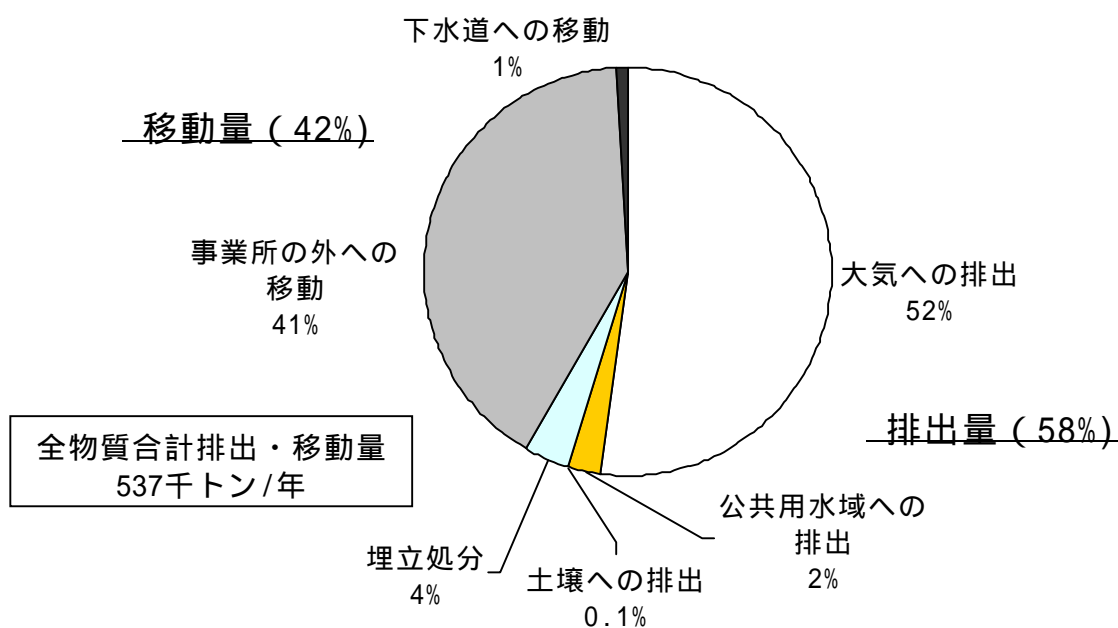
総排出量: 314千トン

大気への排出	:	281千トン(総排出・移動量比52%)
公共用水域への排出	:	13千トン(同2%)
土壌への排出	:	0.3千トン(同0.1%)
埋立処分	:	20千トン(同4%)

総移動量: 223千トン

事業所の外への移動	:	219千トン(同41%)
下水道への移動	:	4千トン(同1%)

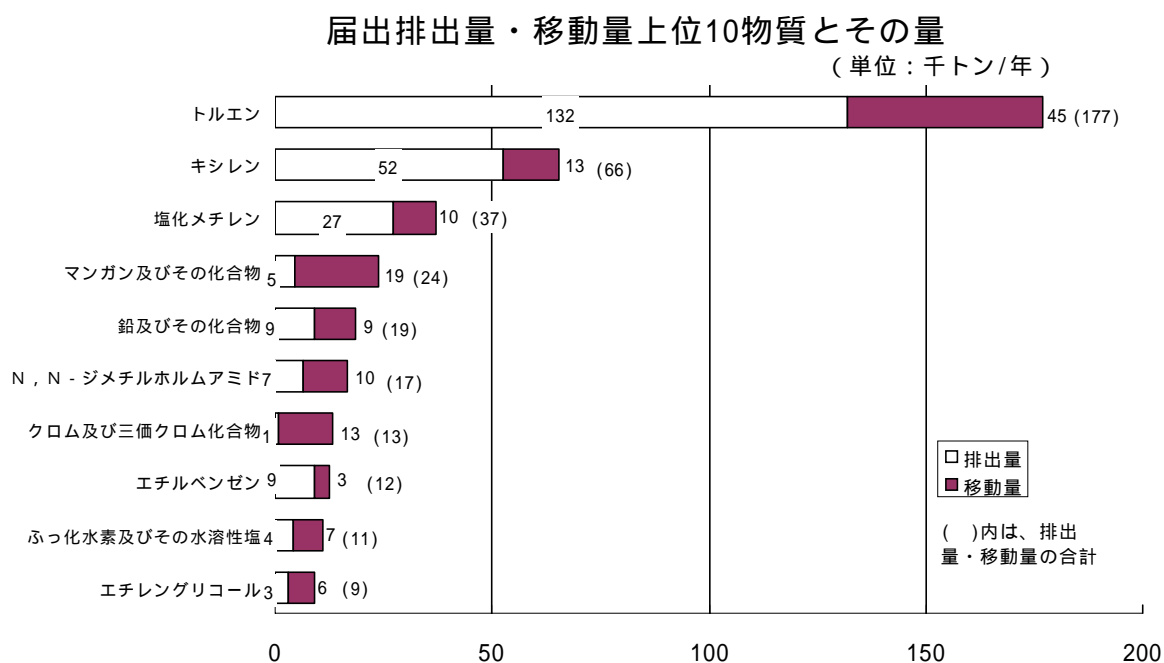
届出排出量・移動量



2) 全国、全事業所の届出排出量・移動量の多い物質

届出排出量・移動量の多い上位10物質の合計は384千トンで、届出排出量・移動量の合計537千トンの72%に当たります。

上位5物質は、
 合成原料や溶剤として幅広く用いられる
 トルエン [177千トン]
 キシレン [66千トン]
 金属洗浄などに用いられる
 塩化メチレン [37千トン]
 特殊鋼・電池などに用いられる
 マンガン及びその化合物 [24千トン]
 バッテリー・光学ガラス・顔料などに用いられる
 鉛及びその化合物 [19千トン]
 の順となっています。



3) 全国、全事業所の届出排出量の多い物質

届出排出量の多い上位10物質の合計は260千トンで、届出排出量の合計314千トンの83%に当たります。

上位5物質は、
合成原料や溶剤などに用いられる

トルエン [132千トン]

キシレン [52千トン]

金属洗浄などに用いられる

塩化メチレン [27千トン]

バッテリー・光学ガラス・顔料に用いられる

鉛及びその化合物 [9千トン]

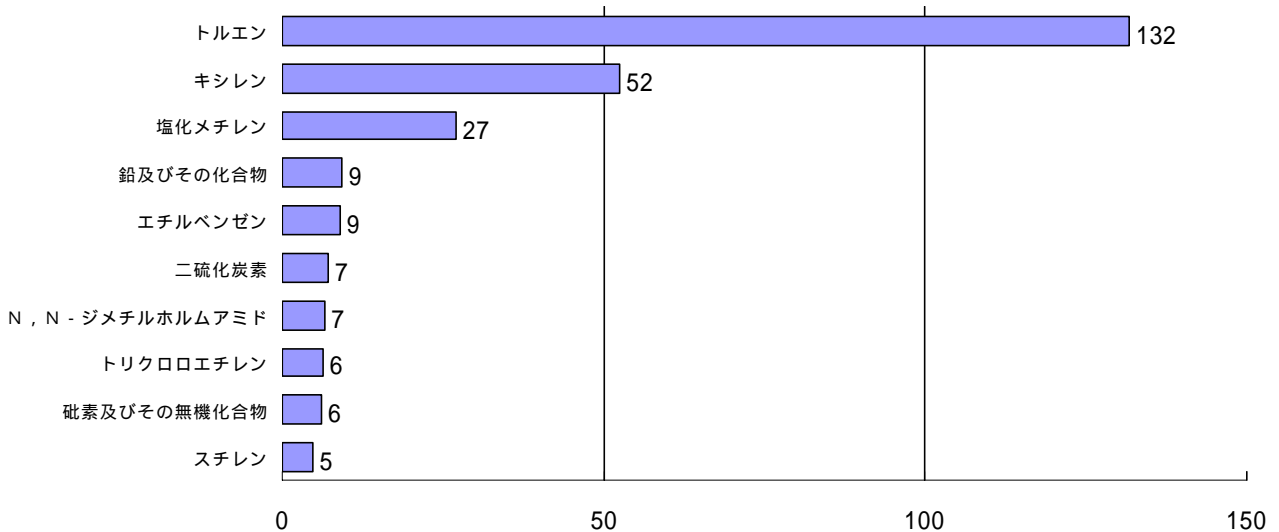
合成原料や溶剤などに用いられる

エチルベンゼン [9千トン]

の順となっています。

届出排出量上位10物質とその量

(単位：千トン/年)



4) 業種別の届出排出量・移動量

事業者から届出のあった製造業23業種の排出量・移動量の合計は519千トンで、対象45業種（製造業23業種、非製造業22業種）から届出のあった排出量・移動量の合計（537千トン）の97%に当たります。

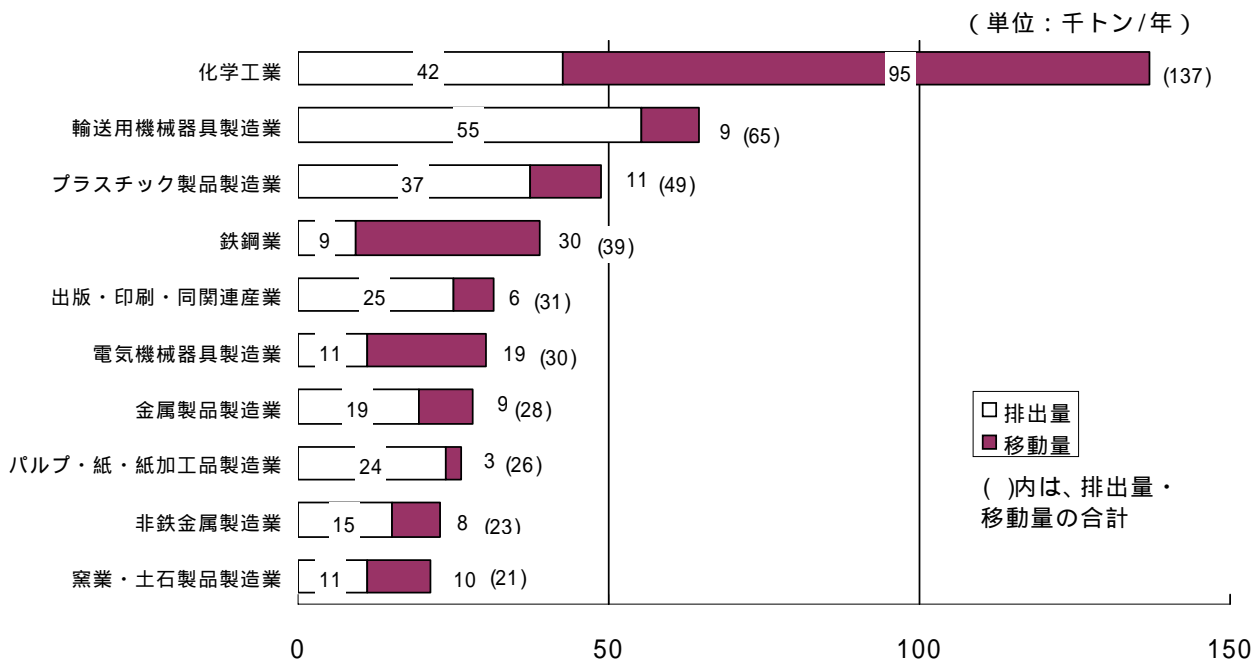
また、排出量・移動量の多い上位10業種の合計は450千トンで、届出排出量・移動量の合計の84%に当たります。

上位10業種は、

化学工業	[137千トン]
輸送用機械器具製造業	[65千トン]
プラスチック製品製造業	[49千トン]
鉄鋼業	[39千トン]
出版・印刷・同関連産業	[31千トン]
電気機械器具製造業	[30千トン]
金属製品製造業	[28千トン]
パルプ・紙・紙加工品製造業	[26千トン]
非鉄金属製造業	[23千トン]
窯業・土石製品製造業	[21千トン]

の順となっています。

届出排出量・移動量上位10業種とその量



5) 業種別の届出排出量

事業者から届出のあった対象45業種(製造業23業種、非製造業22業種)の届出排出量は、314千トンです。

また、届出排出量の多い上位10業種の合計は252千トンで、届出排出量の合計の80%に当たります。

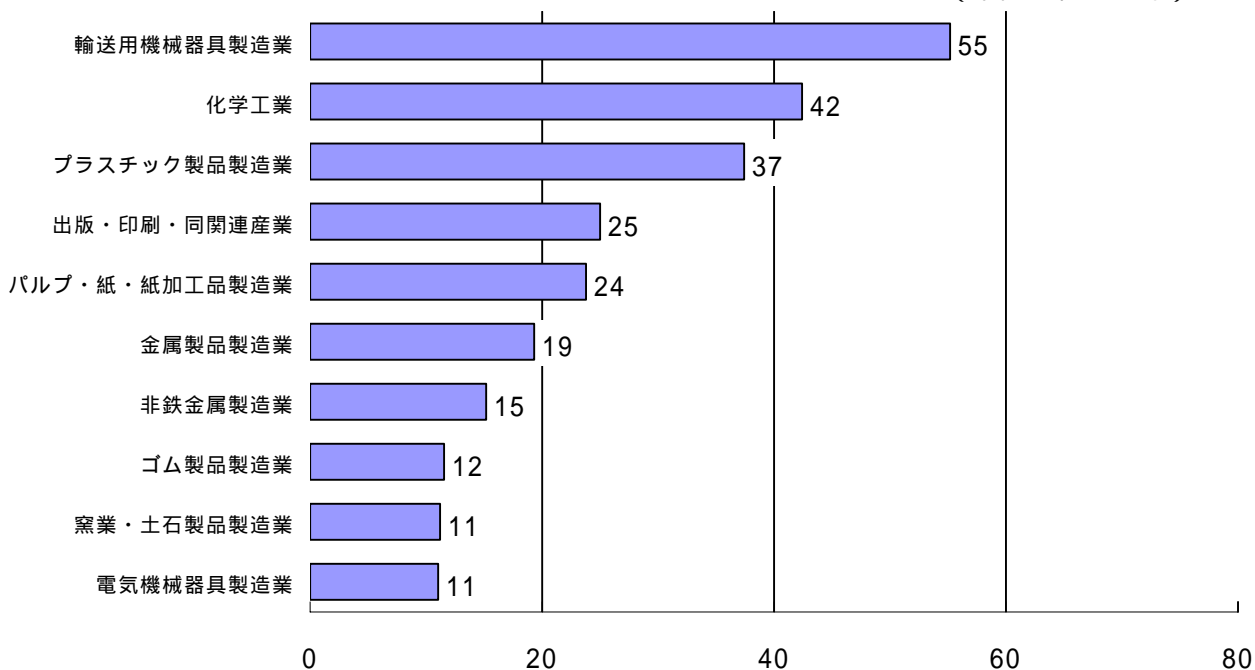
上位10業種は、

輸送用機械器具製造業	[55千トン]
化学工業	[42千トン]
プラスチック製品製造業	[37千トン]
出版・印刷・同関連産業	[25千トン]
パルプ・紙・紙加工品製造業	[24千トン]
金属製品製造業	[19千トン]
非鉄金属製造業	[15千トン]
ゴム製品製造業	[12千トン]
窯業・土石製品製造業	[11千トン]
電気機械器具製造業	[11千トン]

の順となっています。

届出排出量の上位10業種とその量

(単位：千トン/年)



(2) 届出外排出量の推計値 (別紙 3 参照)

1) 全国、全物質の届出外排出量の推計値

経済産業省及び環境省が推計を行った平成13年度の全国の届出外排出量の推計値の合計は、585千トンです。

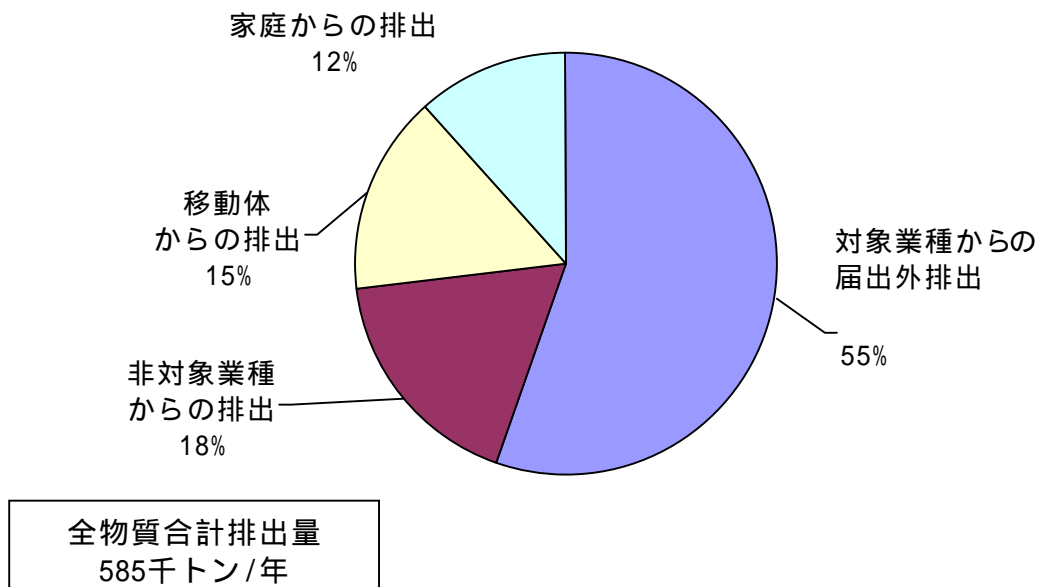
その内訳は、

- ・ 対象業種からの届出外排出量の推計値 : 322千トン (55%)
- ・ 非対象業種からの排出量の推計値 : 105千トン (18%)
- ・ 移動体からの排出量の推計値 : 88千トン (15%)
- ・ 家庭からの排出量の推計値 : 69千トン (12%)

です。

* : 対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

届出外排出量

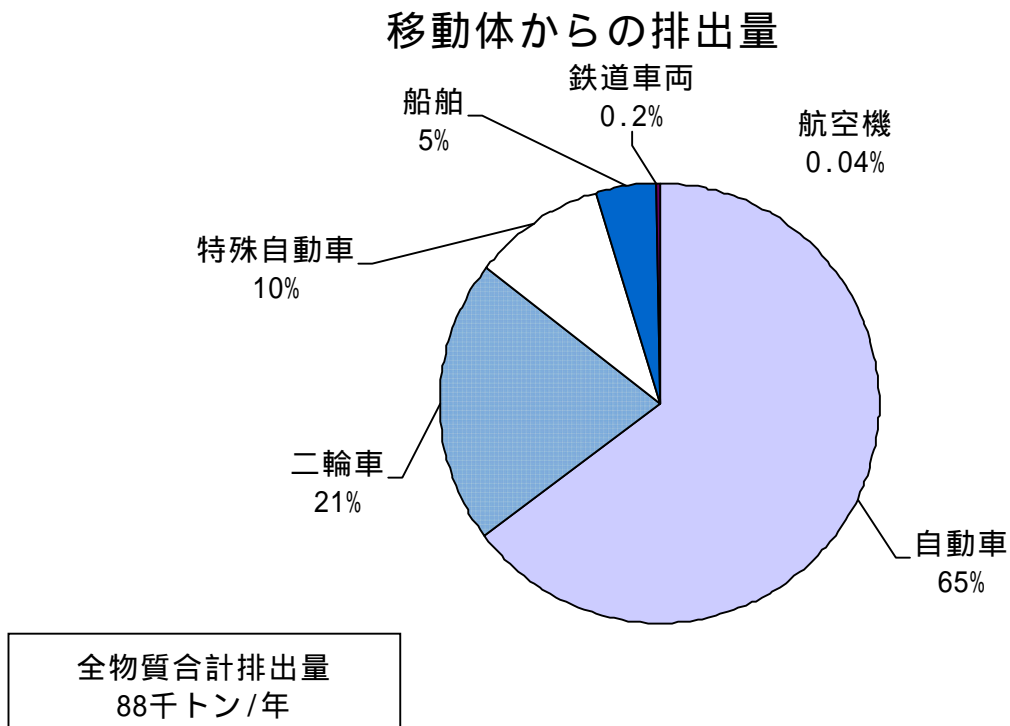


2) 移動体からの排出量の推計値

移動体からの排出量の推計値（88千トン）の内訳は、

自動車	[57 千トン(65 %)]
二輪車	[18 千トン(21 %)]
特殊自動車（産業機械、建設機械、農業機械）	[8 千トン(10 %)]
船舶	[1 千トン(5 %)]
鉄道車両	[0.1 千トン(0.2 %)]
航空機	[0.03千トン(0.04%)]

です。



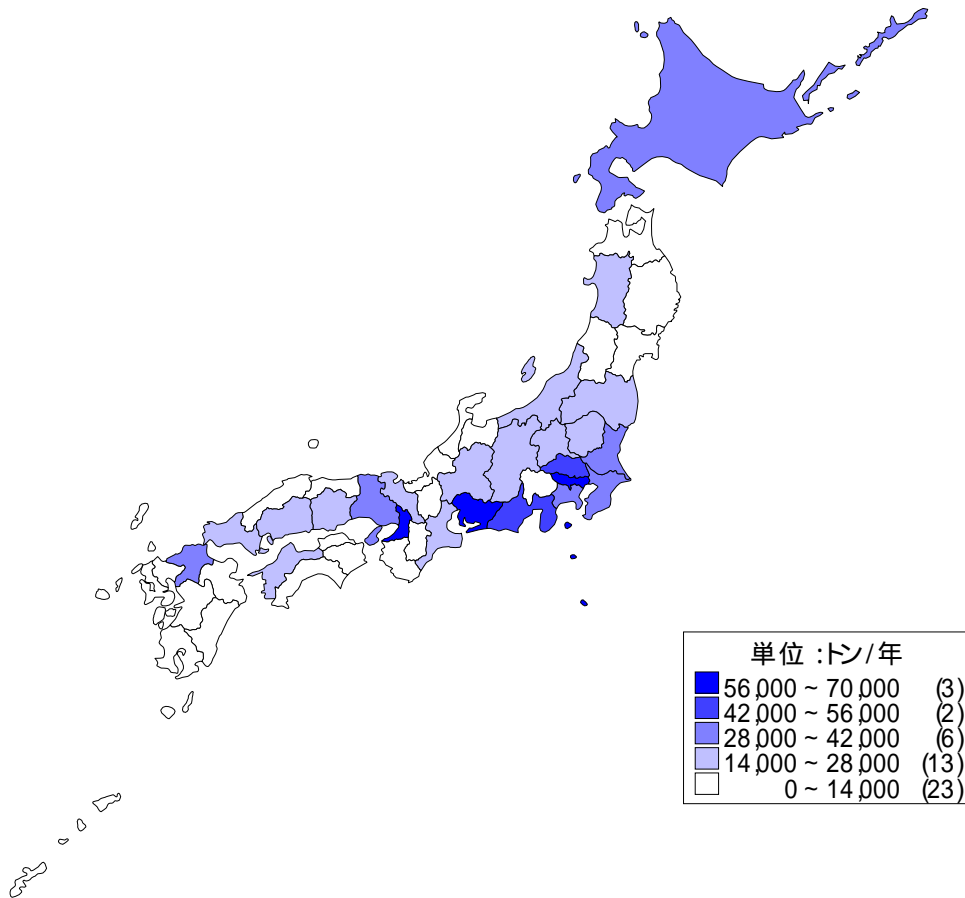
(3) 届出排出量と届出外排出量の推計値の合計 (別紙 3 参照)

1) 全国の届出排出量と届出外排出量の推計値の合計

全国の届出排出量 (314千トン) と届出外排出量 (585千トン) の合計は、898千トンです。

都道府県別の状況は以下のとおりです。

都道府県別の届出排出量・届出外排出量



2) 届出排出量と届出外排出量の推計値の合計の多い物質

届出排出量と届出外排出量の推計値の合計の多い上位5物質は、
 溶剤・合成原料に用いられる他、自動車などの排出ガス、接着剤・塗料等に含まれる

トルエン	[221千トン]
キシレン	[111千トン]
金属洗浄などに用いられる	
塩化メチレン	[84千トン]
溶剤や合成原料などに用いられる	
トリクロロエチレン	[59千トン]
合成原料・溶剤・不凍液などに用いられる	
テトラクロロエチレン	[38千トン]

の順となっています。

届出排出量・届出外排出量上位10物質とその量

(単位：千トン/年)

